

我孫子市水道局総合評価方式入札実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、我孫子市水道局（以下「水道局」という。）が発注する建設工事の契約の決定に係る総合評価方式入札の実施に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）総合評価入札方式 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、価格その他の条件が市にとって最も有利となるものをもって申込みをした者を落札者とする入札の方式をいう。
- （2）有資格者 我孫子市競争入札参加資格審査に関する規程（平成11年告示第2号）第3条第2項に規定する競争入札参加者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録されている者をいう。
- （3）市内建設業者 有資格者のうち本市に本店を有するものをいう。
- （4）準市内建設業者 有資格者のうち、本市に支店又は営業所を有し、かつ、継続して1年以上の営業実績を有するものをいう。

（対象工事及び参加対象者）

第3条 総合評価入札方式による入札の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、水道局長（以下「局長」という。）が選定する。

2 対象工事への参加対象者は、次の表の中欄に掲げる設計金額に応じ、それぞれ右欄に掲げる者とする。

対象工事	設計金額	参加対象者
軽微な建設工事	130万円以上 500万円未満	有資格者のうち一般建設業許可を有する 市内建設業者
小規模建設工事	500万円以上 5,000万円未満	有資格者のうち経営事項審査結果に基づ く総合点数（以下「経審点数」という。） が400点以上の市内建設業者

中規模建設工事	5,000万円以上 1億5,000万円未満	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 有資格者のうち特定建設業許可を有する市内建設業者及び準市内建設業者 (2) 有資格者のうち特定建設業許可を有する柏市に本店を有する建設業者で経審点数が700点以上の者
大規模建設工事	1億5,000万円以上	別に定めるもの

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に基づく入札によらないことができる。

- (1) 工期等の施工条件に照らして、総合評価方式によることが適当でない場合
- (2) 発注する工事に特殊な機械又は専門的技術を要するため契約の相手方が特定される場合
- (3) その他局長が特に認めた場合

(入札参加資格要件)

第4条 対象工事への参加対象者の入札参加資格要件は、次の各号に定める建設工事につきそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 軽微な建設工事及び小規模建設工事 次のいずれにも該当すること。

ア 発注工種について登録簿に登録があること。

イ 令第167条の4第1項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。

ウ 次条第1項に規定する公告の日から入札執行日までの間、我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成15年訓令第8号）に基づく指名停止措置を受けていないこと及び我孫子市入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成27年告示第84号）に基づく指名要件該当者であると認められた者でないこと。

エ 対象工事に適正な技術者を配置できること。

オ 入札日前6月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から2年を経過していること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。

キ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所

からの再生手続開始決定がなされていること。

ク 役員等（参加者が個人である場合には当該個人を、参加者が法人である場合には当該法人の役員又は当該法人の支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

ケ 次条に規定する公告の日前6月以内に市又は、水道局発注の工事の成績について通知を受けた者にあつては、当該工事の成績に60点未満のものがないこと。

(2) 中規模建設工事 前号に定める要件に該当するほか、過去5年間に官公庁発注の同種工事の施工実績があること。

(3) 大規模建設工事 発注主管課長が、我孫子市水道事業建設工事等業者選定審査会の意見を基に策定し、局長の決裁を得て決定する。

(入札公告)

第5条 総合評価入札方式により建設工事に係る請負契約を締結しようとするときは、令第167条の6及び第167条の10の2第6項に規定するもののほか、次の事項について公告しなければならない。

(1) 次条第1項の規定により提出を求める書類の内容及び提出期限

(2) その他局長が必要があると認める事項

2 前項の公告をしたときは、我孫子市ホームページに掲載する。

(入札に必要な資料の提出等)

第6条 この要綱に基づき入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、価格以外の条件についての評価を行うために総合評価方式入札参加資格審査申請書兼誓約書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、書留若しくは簡易書留の方法により局長に提出しなければならない。

(1) 企業施工実績届（様式第2号）

(2) 配置予定技術者施工経験届（様式第3号）

(3) 市民雇用調書（様式第4号）

(4) 市内ボランティア活動調書（様式第5号）

(5) 各様式で指定された添付書類

(6) 第5条第1項に規定する公告で求めた書類

2 前項の規定により提出された申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）は、返却しない。

3 申請書等を提出しない入札者による入札又は申請書等に必要事項が記載されていない入札者に

よる入札は、無効とする。

4 申請書等の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

(落札者決定基準等)

第7条 令第167条の10の2第3項の規定により定める落札者決定基準は、評価基準及び評価の方法とする。

2 局長は、前項に規定する落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（他の工事の発注者の立場での実務経験を有している者等を含む。）に意見を聴かなければならない。

3 局長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。

(評価基準)

第8条 前条第1項の評価基準は、次の各号に定める項目につきそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 評価項目 評価項目は、総合評価入札方式の型式並びに工事の目的及び内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。

(2) 得点配分 各評価項目に対する得点配分は、その必要度又は重要度に応じて定めるものとする。

(3) 加算点 評価項目毎の得点の合計を加算点もしくは減算点とし、当該加算点は、10点から30点までの範囲内で定めるものとする。

(評価の方法)

第9条 価格以外の条件に係る評価は、標準点（100点）に加算点を加えた点数を当該入札者の入札価格で除した数値に予定価格を乗じて得た数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

(落札者の決定)

第10条 落札者の決定は、次の各号のいずれにも該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするものとする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 低入札価格調査において、契約の相手方として不適当とされないこと。

(3) 最低制限価格を設定した場合にあっては、当該価格を下回らないこと。

2 評価値の最も高い者が2以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

(入札の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 我孫子市水道局財務規程（平成28年水道局訓令第7号）第158条各号に該当するもの
- (2) 入札の際に提出された工事内訳書の合計金額と入札書に記載した金額が一致しないもの
- (3) 入札書の記載事項に誤記又は記入漏れがあるもの
- (4) 入札書の入札金額の記載が訂正されているもの
- (5) 入札書に代表者又は代理人の記名押印がないもの
- (6) 入札書を入れた封筒に封かん（割印）がないもの
- (7) 誓約書が同封されていないもの及び代理人が行う入札において委任状が同封されていないもの
- (8) 所定の入札保証金を納付していない者（納付を免除された者を除く。）が行ったもの
- (9) 落札資格決定の日までに市又は、水道局発注の工事成績について通知を受けた者で、当該工事の成績に60点未満の通知があったものを行ったもの

(技術資料の取り扱い)

第12条 局長は、入札者が提出した技術資料を入札者の資格の審査及び評価項目の審査の目的以外の目的に利用してはならない。ただし、技術資料を提出した者が当該目的以外の利用について承認したときは、この限りでない。

2 入札者から提出された技術資料は、公表しないものとする。

(提案事項の担保)

第13条 局長は、対象工事の落札者が行った技術提案について、当該技術提案が確実に履行できるようにするため、契約、施工管理、検査等の各段階において必要な措置を講ずるものとする。ただし、落札者の決定の際に採用されなかった技術提案については、この限りでない。

(入札結果の公表)

第14条 局長は、総合評価入札方式により落札者を決定したときは、速やかに落札者、技術資料の評価の結果、入札価格及び評価値について公表しなければならない。

2 前項の公表は、水道局ホームページに掲載する方法による。

(評価の説明)

第15条 入札者のうち落札者とならなかったものは、前条の公表を行った日の翌日から起算して5日（我孫子市の休日に関する条例（平成元年条例第21号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）以内に、局長に対し、落札者として選定されなかった理由について説明を求めることができる。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日（水）告示第3号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の我孫子市水道局公募型競争入札（建設工事）実施要綱の規定、第2条の規定による改正後の我孫子市水道局公募型プロポーザル実施要綱の規定及び第3条の規定による改正後の我孫子市水道局総合評価方式入札実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公示する入札及びプロポーザルについて適用し、同日前に公示した入札及びプロポーザルについては、なお従前の例による。